

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（S）

研究期間：2006 ～ 2010

課題番号：18102003

研究課題名（和文）東アジアにおける儀礼と刑罰——礼的秩序と法的秩序の総合的研究

研究課題名（英文）

Ceremony and Punishment in East Asia

研究代表者

富谷 至 (TOMIYA ITARU)

京都大学・人文科学研究所・教授

研究者番号：70127108

研究成果の概要（和文）：

研究成果を簡条書きすると、以下の項目である。

- (1) 成果報告論文集『東アジアにおける儀礼と刑罰』
- (2) 東洋学の国際化を目指した毎年の海外シンポジウムを実施した。韓国東国大学（2007）、オランダライデン大学（2008）、中国廈門大学（2009）、スウェーデン王立アカデミー（2010）
- (3) 『中国古代官制和英用語集（付職官組織図、英和索引）』の刊行
- (4) 『東アジアの死刑』の英語版の翻訳を決定し、2010年度に完了、2011年度に出版する。

研究成果の概要（英文）：

- (1) Publication titled “*Ceremony and punishment in East Asia*”
- (2) The yearly symposium held in Europe or Asia in order to establish the internationalization of East Asian studies. Dongguk University, Korea (2007), Leiden University, Holland (2008), Xia Men University, China (2009), Swedish Academy, Sweden (2010).
- (3) Publication titled *Japanese-English Glossary of the Bureaucratic System of Ancient China——with the Organization Chart and English-Japanese Index*
- (4) Translation and publication of the book “*Capital punishment in East Asia*”. (It was completed in 2010, and will be published in 2011.)

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	10,800,000	3,240,000	14,040,000
2007年度	12,400,000	3,720,000	16,120,000
2008年度	13,400,000	4,020,000	17,420,000
2009年度	13,800,000	4,140,000	17,940,000
2010年度	14,400,000	4,320,000	18,720,000
総計	64,800,000	19,440,000	84,240,000

研究分野：東洋史学、法制史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：儀礼・刑罰・法制史・死刑

1. 研究開始当初の背景

研究は、それに先立つ「東アジアの法と習慣——死刑の諸問題」（基盤研究（A）、H14～H17）を踏まえて、それを発展継承するもの

である。従って、国内の研究分担者9人のうち、7名は先行した研究の研究分担者である。代表者富谷を中心に、本研究をどの様に進めるのかについての協議は、平成17年度、つ

まり先行研究の最終年度に協議を進めてきた。それは、海外の研究協力者との協議も然りであり、具体的には、17年5月にストックホルムでシンポジウムを行なった際に、本研究の目指すところを話し合い、本研究の骨格に対する合意を得た。

その後、富谷は林炳徳、劉恒武、陳峰、Charles Sanft の各氏に新たに協力を得るために個別に連絡をとり共同研究の主旨を説明し、また意見を聞き、最終的に協力の快諾を得た。

2. 研究の目的

本研究は、中国を中心とした東アジアの政治、制度、思想を形成した礼と法にかんして、その両者を有機的にとらえんとするものである。ここに、「儀礼」「刑罰」という語を使っているのは、単に「法」と「礼」といった抽象的概念でもっての表現を避け、より具体的に、様態がはっきりとし、そこに法、礼が具現化される「儀礼」「刑罰」を考察の対象とせんとしたからに他ならない。

東アジア世界においては、儀礼(礼的秩序)と刑罰(法的秩序)が密接不離の関係をもつ。関係は表と裏の関係といった一面的なものだけでなく、刑罰が儀礼ともなり、礼制度が明文化され強制的規範となり、法としての性格を有するのである。つまり、礼的秩序と法的秩序は、社会制度のあらゆる面で複雑に絡み合い、ある場合には補完的、ある場合には対峙して中国史の全時代、東アジアの諸国に及んでいった。そして何よりも指摘しておくべきではないのは、それが今日まで中国を始め、韓国、日本においても絶えることなく引き継がれており、東アジアの社会秩序、法環境を形成していることである。したがって、現代の東アジア世界も礼的秩序と法的秩序の二つの秩序から構成されているといっても過言ではなく、東アジアの政治、社会、制度・思想を研究するには、その根底にある礼的秩序と法的秩序を総合的に解明なくして十全な「歴史認識」は得られないといっておくべきであろう。

本研究は、数多くの欧米の研究者の協力をえているところに、一つの特徴をもつ。欧米の研究者との共同を意図するその理由は、東洋的儀礼と刑罰の社会・文化とは異なった文化土壌に立つ世界の研究者の視点を加えることで、より客観的視座を期待できるのではないかとの目論見があるからに他ならない。この国際研究がアジアの東洋学から、世界の Oriental Studies を確立することに寄与できればと願っている。

3. 研究の方法

本研究は以下の5つの研究グループに分

け、各グループを担当する研究分担者、海外研究協力者を以下のように割り当てる。

- (1) 書誌学的考察：礼典と法典の成立と受容(佐藤、愛宕、岩井、A. Karlsson、矢木)
- (2) 制度史的考察：身分、官僚制、科挙儀礼(佐藤、愛宕、岩井、矢木、伊藤、周、陳、林、O. Moore、A. Karlsson)
- (3) 社会学的考察：習俗と儀礼、慣習と刑罰、性差、ジェンダー論(西川、藤田、O. Moore)
- (4) 思想、宗教的考察(赤松、古勝、H. Wahlquist、C. Sanft、劉)
- (5) 比較文化的考察(伊藤、赤松、S. Rosen)

(1)では、中国の律典・令典、礼典がどのような経緯でもって互いに関連しながら成立し、また発展したのかを取り扱う。唐の律令と礼典を中心として、それ以前とそれ以後、また唐代における周辺諸国への影響を考え、「東アジアにおける律令典と礼典の成立」といった考察である。韓国、日本が導入した中国の礼・法典ではあるが、たとえば、日本では律典は残らず、令典しか伝わっていない。そこには日本において、礼制度がどの様に展開し受容されたのかと深く関係するといったことも視野に入れる。

(2)では、制度史的研究であり、身分と刑罰、儀礼と刑罰の空間的考察、軍制と礼、軍律と刑罰法規、官吏と刑罰などの方面から考察する。本研究は制度的考察を核とするがゆえ、この(2)は、5グループの中心的位置をしめ、それ故、分担者も多くここにかかわる。

(3)は、文化人類学、民族学、社会学的見地から、制度的考察を補完し、かつ異なった視座により、儀礼と刑罰を取り扱う。社会学、人類学においては、儀礼はある意味では研究の中心的テーマでもあるが、社会学、人類学と制度史を総合化した考察が可能かどうか探りたい。またここでは、刑罰・儀礼における性差という問題も取り扱う。

(4)は、思想と宗教の分野において、儀礼と刑罰の相互関係を明らかにする。ここでは中国思想だけではなく、インド、チベットにおいて儀礼が重要な要因となる地域の考察を含む。宗教と儀礼は密接な関係をもつが、ただ、ここではあくまで「秩序」「刑罰」「儀礼」という視座に立っての考察とする。

(5)は、地域的空間的な文化の比較である。同じ東アジアにおいてもそれぞれ独自の儀礼と刑罰をもっている。東アジアを一様にとらえるのではなく、その独自性を比較考察することで、各地域の異なる礼的秩序と法的秩序を明らかにし、東アジア諸国内の政治・文化の摩擦の依って来るところを考える。

4. 研究成果

「東アジアにおける儀礼と刑罰」は、礼とは、形としての具現化が根底にあり、また刑罰も「刑」と「形」が通ずるように目に見える形が重要視される、本研究はかかる具現化された形式という観点から儀礼と刑罰を考究し、その成果が研究分担者全員の執筆からなる成果報告論文集『東アジアにおける儀礼と刑罰』である。

5年間にわたる共同研究の成果の外部評価として、我々は2007年度から毎年、ヨーロッパとアジアで交互にシンポジウムを行ってきた。韓国・東国大学(2007年)、オランダ・ライデン大学(2008年)、中国・廈門大学(2009年)、スウェーデン・王立アカデミー(2010年)である。各シンポジウムの報告書はすでに刊行し、そこには海外の研究協力者の研究発表、論考も掲載している。

外国でのシンポジウムの今ひとつの目的は、日本での東洋学の国際化であり、特に欧米におけるOriental Studiesの確立であった。このことにも一定の成果を挙げることができたと確信しており、2009年、代表者である富谷はスウェーデンにおける東洋学の共同研究を評価されて、スウェーデン王国から北極星勲章コマンドール章を授与された。本科学研究費による今ひとつの成果として、富谷至・藤田敏正編『中国古代官制和英用語集(付職官組織図、英和索引)』

*Japanese-English Glossary of the Bureaucratic System of Ancient China*を本書の姉妹編として刊行することを付記しておく。これは、今後、東洋学の国際化に向けての英語論文、英文要約作成に大いに寄与する成果であると確信する。

また、これも東洋学の国際化の一環として、2008年に京都大学学術出版会から刊行した論文集(その執筆陣は本科研のメンバーからなる)の英語版が科学研究費補助金 研究成果公開促進費(学術図書 2年間)をえて、2011年度にオランダ ライデン Brill と京都大学学術出版会の共同出版として刊行予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計27件)

- ①赤松明彦「礼的秩序と法的秩序の相克—古代インド世界の視点から—」、日本学術振興会科学研究費基盤研究(S)「東アジアにおける儀礼と刑罰」(代表 富谷至)研究成果報告、2011、229-240 査読無
- ②赤松明彦「インド哲学における自我の探求

と仏教の無我論」、『仏教とは何か』(上田閑照・氣多雅子編)、昭和堂、2010、178-194 査読無

- ③古勝隆一「『隋書』経籍志史部と『史通』雑述篇」、『東方学報』京都第85冊、2010、213-241 査読有
- ④西川真子「簡体字の成立と今日の漢字」、富谷至編著『漢字の中国文化』、昭和堂、2009、115-153 査読無
- ⑤富谷 至「秦漢律令の未熟性」、林信夫他篇『法が生まれるとき』、創文社、2008、207-229 査読無
- ⑥矢木 毅「近世朝鮮時代の古朝鮮認識」、『東洋史研究』第67巻第3号、東洋史研究会、2008、40-71 査読有
- ⑦赤松明彦『東アジアの死刑』(富谷至編、共著)、第9章「古代インドにおける死刑—サンスクリット文献に見える刑罰の分析を通じて—」、京都大学学術出版会、2008、419-459 査読無
- ⑧矢木毅「朝鮮党争史における官人の処分—賜死とその社会的インパクト—」『東アジアの死刑』(富谷至編、共著)京都大学学術出版会、2008、179-219 査読無
- ⑨岩井茂樹 宋代以降の死刑の諸相と法文化』『東アジアの死刑』(富谷至編、共著)京都大学学術出版会、2008、129-146 査読無
- ⑩藤田弘夫「東アジアの死刑の風景」『東アジアの死刑』(富谷至編、共著)京都大学学術出版会、2008、385-415 査読無
- ⑪佐藤達郎「漢代の扁書・壁書—特に地方的教令との関係で—」、『関西学院史学』第35号、2008、83-98 査読有
- ⑫西川真子(共著)『台湾女性史』編集代表野村鮎子 第2章「教育」、人文書院、2008、39-64 執筆・編集担当 査読無
- ⑬矢木毅「近世朝鮮時代の古朝鮮認識」、『東洋史研究』第67巻第3号、東洋史研究会、2008年、40-71 査読有
- ⑭古勝隆一「魏晋時代の皇帝権力と死刑」『北朝経学』第4輯、上海社会科学院『伝統中国研究集刊』第4輯、上海人民出版社、2008、198-206 査読有
- ⑮岩井茂樹「明代中國的禮制霸權主義與東亞的國際秩序」(伍躍訳)、『日本中国史研究年刊二〇〇六年度』、上海古籍出版社、2008、230-266 査読無
- ⑯岩井茂樹「十八世紀前半東アジアの海防と通商—信牌問題と南洋海禁案から—」、『大阪

市立大学東洋史論叢 別冊特集号「文献資料学の新たな可能性③」2007、129-146 査読有

⑰岩井茂樹「午門廷杖考—明代朝政における暴力と儀禮—」、富谷 至編『国際シンポジウム 東アジアにおける儀禮と刑罰』科学研究費補助金基盤研究 (S) 研究成果報告) 日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至) 2007、144-155 査読無

⑱古勝隆一「唐五代における火葬をめぐる」、富谷 至編『国際シンポジウム 東アジアにおける儀禮と刑罰』科学研究費補助金基盤研究 (S) 研究成果報告) 日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至) 2007、119-127 査読無

⑲Christian Wittern, Digital Text, Meaning and the World: Preliminary considerations for a Knowledgebase of Oriental Studies, 富谷 至編『国際シンポジウム 東アジアにおける儀禮と刑罰』科学研究費補助金基盤研究 (S) 研究成果報告) 日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至) 2007、41-58 査読無

⑳富谷 至「儀禮と刑罰のはざま—賄賂罪の変遷」、『東洋史研究』66-2、2007、34-68 査読有

㉑赤松 明彦「インド的寛容は寛容か」、紀平英作 編『グローバル化時代の人文学? 対話と寛容の知を求めて』下巻、京都大学学術出版会、2007、149-171 査読有

㉒Christian Wittern, 漢讀: 新しいテキスト・モデルに基づいた東洋学文献研究支援ツール ウィッテルン・クリスティアン and 中橋はまな, in: 情報処理学会 研究報告 2007-CH-74, 2007、9-16 査読無

㉓Christian Wittern, Character Encoding, in: Blackwell Companion to Digital Literary Studies, edited by Ray Siemens and Susan Schreibman, Oxford 2007, pp 564-576. 査読有

㉔ Christian Wittern, Patterns of Variation: The Textual Sources of the Chinese Buddhist Canon as Seen through the CBETA Edition, in: Essays on East Asian Religion and Culture edited by Christian Wittern and Shi Lishan, Kyoto 2007, pp 209-232. 査読有

㉕赤松明彦「インドにおける哲学誌の成立とパースペクティヴィズム」(『哲学研究』第582号、2006年)、25-41 査読有

㉖佐藤達郎「応劭『漢官儀』の編纂」、『関西学院史学』第33号、2006、89-108査読有

㉗矢木 毅「高麗事元期における官品構造の变革」、『東方学報』第79冊、2006、63-90 査読有

[学会発表] (計5件)

①富谷至 古勝隆一 西川真子 佐藤達郎 Christian Wittern, 国際シンポジウム「東アジアにおける儀禮と刑罰」(於: スウェーデン王室アカデミー2010年9月16-17日)

②富谷至 古勝隆一 西川真子 佐藤達郎 矢木毅 国際討論会「東亜的儀禮與刑罰」(於: 中国・厦門大学2009年12月6-8日)

③富谷至 赤松明彦 伊藤孝夫「日本・スウェーデン国際合同シンポジウム 東アジアの死刑」(於: スウェーデン大使館、2008年3月28日)

④富谷至 矢木毅 伊藤孝夫 岩井茂樹 赤松明彦 佐藤達郎, 国際シンポジウム「東アジアにおける儀禮・正義・芸術」(於: オランダ・ライデン大学、2008年9月1-3日)

⑤富谷至 矢木毅 古勝隆一 Christian Wittern 岩井茂樹, 国際シンポジウム「東アジアにおける儀禮と刑罰」(於: 韓国・東国大学、2007年9月28日-29日)

[図書] (計12件)

①藤田敏正・富谷 至編『中国古代官制和英用語集』(日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至)、2011、356

②富谷 至編『東アジアにおける儀禮と刑罰』(日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至)、2011、240

③富谷 至編『国際シンポジウム 東アジアにおける儀禮と刑罰』、日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至)、2011、161

④富谷 至『文書行政の漢帝国—木簡・竹簡の時代』名古屋大学出版会、2010、494

⑤富谷 至編『国際討論会 東亜的儀禮與刑罰』科学研究費補助金基盤研究 (S) 研究成果報告) 日本学術振興会 科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀禮と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至)、2009、244

⑥富谷 至編『漢字の中国文化』、株式会社

昭和堂、2009、384

⑦Itaru Tomiya and Oliver Moore (ed.) *Ritual, Justice and Art in East Asia*, Liden, 2008 167

⑧富谷 至編『東アジアの死刑』京都大学学術出版会、2008、540

⑨赤松明彦「書物誕生『バガヴァッド・ギーター』神に人の苦悩は理解できるのか？」岩波書店、2008、222

⑩矢木 毅『高麗官僚制度研究』、京都大学学術出版会、2008、554

⑪富谷 至編『国際シンポジウム 東アジアにおける儀礼と刑罰』科学研究費補助金基盤研究 (S) 研究成果報告) 日本学術振興会科学研究費基盤 (S)「東アジアにおける儀礼と刑罰」研究組織 (代表者 富谷至) 2007、244

⑫古勝隆一『中国中古の学術』、研文出版、2006、415

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

富谷 至 (TOMIYA ITARU)
京都大学人文科学研究所・教授
研究者番号：70127108

(2) 研究分担者

岩井 茂樹 (IWAI SHIGEKI)
京都大学・人文科学研究所・教授
研究者番号：40167276

赤松 明彦 (AKAMATSU AKIHIKO)
京都大学・文学研究科・教授
研究者番号：80159326

矢木 毅 (YAGI TAKESHI)
京都大学・人文科学研究所・准教授
研究者番号：00252510

古勝 隆一 (KOGACHI RYUICHI)
京都大学・人文科学研究所・准教授
研究者番号：40303903

クリスティアン・ウイッテルン (Christian Wittern)

京都大学・人文科学研究所・准教授
研究者番号：20333560

伊藤 孝夫 (ITO TAKAO)
京都大学・法学 (政治学) 研究科・教授
研究者番号：50213046

愛宕 元 (OTAGI HAJIME)
京都大学・名誉教授

研究者番号：70027548
(H18-H19)

(3) 連携研究者

佐藤 達郎 (SATO TATSURO)
関西学院大学・文学研究科・教授
研究者番号：30340623

(H18→H19 研究分担者)

西川 真子 (NISHIKAWA MAKO)
名古屋外国語大学・外国語学部・准教授
研究者番号：80319384

(H18→H19 研究分担者)

藤田 弘夫 (FUJITA HIROO) [死亡]

慶應義塾大学・文学部・教授

研究者番号：60156875

(H18-H19 研究分担者)